

第8章 文化財の保存・活用の推進体制

1. 事業主体と役割

本計画の事業主体と行政の役割を表 8-1 に、推進体制を図 8-1 に示します。

本計画の推進主体となる所沢市は、関係機関を含めた庁内の連携を図りながら、埼玉県の助言を仰ぎ、市民、所有者、団体、専門家との協働で文化財の保存・活用に取り組みます。

また、地理的・文化的なつながりある市町村との交流・連携や協力体制の強化も図っていきます。

2. 庁内体制の整備

本市の文化財保護行政は、教育総務部文化財保護課が所管しています。本計画に示した文化財の保存・活用に関する取組を実施するため、文化財専門員の確保と育成に努めます。

一方で、文化財の保存・活用の取組は多岐にわたり、担当課のみでは実行に限界があることから、関係部署と分担して取組を進め、連携と情報共有を図ります。

3. 事業主体の連携

文化財は地域の共有財産であることから、行政と文化財の所有者・管理者・保護団体だけでなく、地域に関わる市民、団体、専門家などがそれぞれの役割分担のもとで協働して保存・活用に取り組むことを目指します。

本計画の推進については、知識経験者、文化財の所有者・管理責任者、関係機関・商業団体代表者、関係行政職員で構成する「所沢市文化財保存活用地域計画協議会」において進捗管理します。

4. 災害等発生時の体制

災害等発生時には、所有者からの被害状況報告や救援要請に基づき、文化財防災センターなどの外部支援を埼玉県に要請します。

表 8-1 事業主体

市民		
地域住民（市民が主体となって組織した実行委員会や自治会を含む）		
所有者		
文化財の所有者、管理責任者・管理団体		
団体		
埼玉県博物館連絡協議会	荒幡富士保存会	公益財団法人角川文化振興財団
埼玉県文化財保護協会	岩崎獅子舞保存会	所沢航空資料調査収集する会
埼玉県地域史料保存活用連絡協議会	重松流祭囃子保存会	所沢市茶業協会
	滝の城跡保存会	所沢市まちづくり観光協会
	柳瀬民俗資料保存会	
	山口民俗資料保存会	
専門家		
所沢市文化財保護委員会（定数：10 名以内）		
大学・研究機関		

行政（所沢市）		
教育総務部	文化財保護課 （職員 9 名）	文化財の指定・解除・保護・調査・活用、ふるさと研究資料の収集・保存・調査・研究・活用、博物館の建設に関すること
	埋蔵文化財調査センター （職員 5 名）	埋蔵文化財の調査・研究、埋蔵文化財及び関連資料の収集・保存・公開
危機管理室		危機管理、防災
経営企画部	企画総務課	所沢ブランド
	経営企画課	総合計画、新規重要施策の企画・調査・研究、行政経営
	広報課	広報
総務部	文書行政課	文書の管理
	職員課	職員の人事・研修
財務部	財政課	予算編成、市債、地方交付税
市民部	地域づくり推進課	コミュニティの推進、自治会、市民活動、まちづくりセンターの総合調整
	まちづくりセンター	地域における自主的なまちづくり活動の支援、公民館事業
こども未来部	青少年課	青少年の健全育成
環境クリーン部	マチごとエコタウン推進課	環境基本計画、環境政策、環境学習の推進
	みどり自然課	みどりの基本計画、みどりの保全、緑化の推進、自然環境
産業経済部	商業観光課	商業の振興、観光事業の推進、観光資源の活用
	農業振興課	農業の振興、地産地消の推進
街づくり計画部	都市計画課	都市計画の調査・決定・変更、景観の形成
	市街地整備課	市街地整備、土地区画整理、所沢駅周辺の街づくり
	建築指導課	建築基準法に関すること、建築確認
建設部	公園課	都市公園の維持管理
	河川課	河川・水路の改修・維持管理
教育総務部	教育総務課	教育委員会会議、事務局職員の人事・給与
	社会教育課	社会教育の推進、生涯学習推進センターの運営・管理
	スポーツ振興課	生涯スポーツの普及奨励
	所沢図書館	図書、視聴覚資料等の収集・整理・保存・利用提供
学校教育部	学校教育課	学校教育全般
	教育センター	教育に関する専門的、技術的事項に関する調査・研究
	保健給食課	学校給食全般、学校環境衛生
行政（県）		
県	埼玉県教育委員会	
	所沢警察署	
	埼玉県立歴史と民俗の博物館	
	埼玉県立文書館	
	所沢航空発祥記念館	
広域	埼玉西部消防組合	

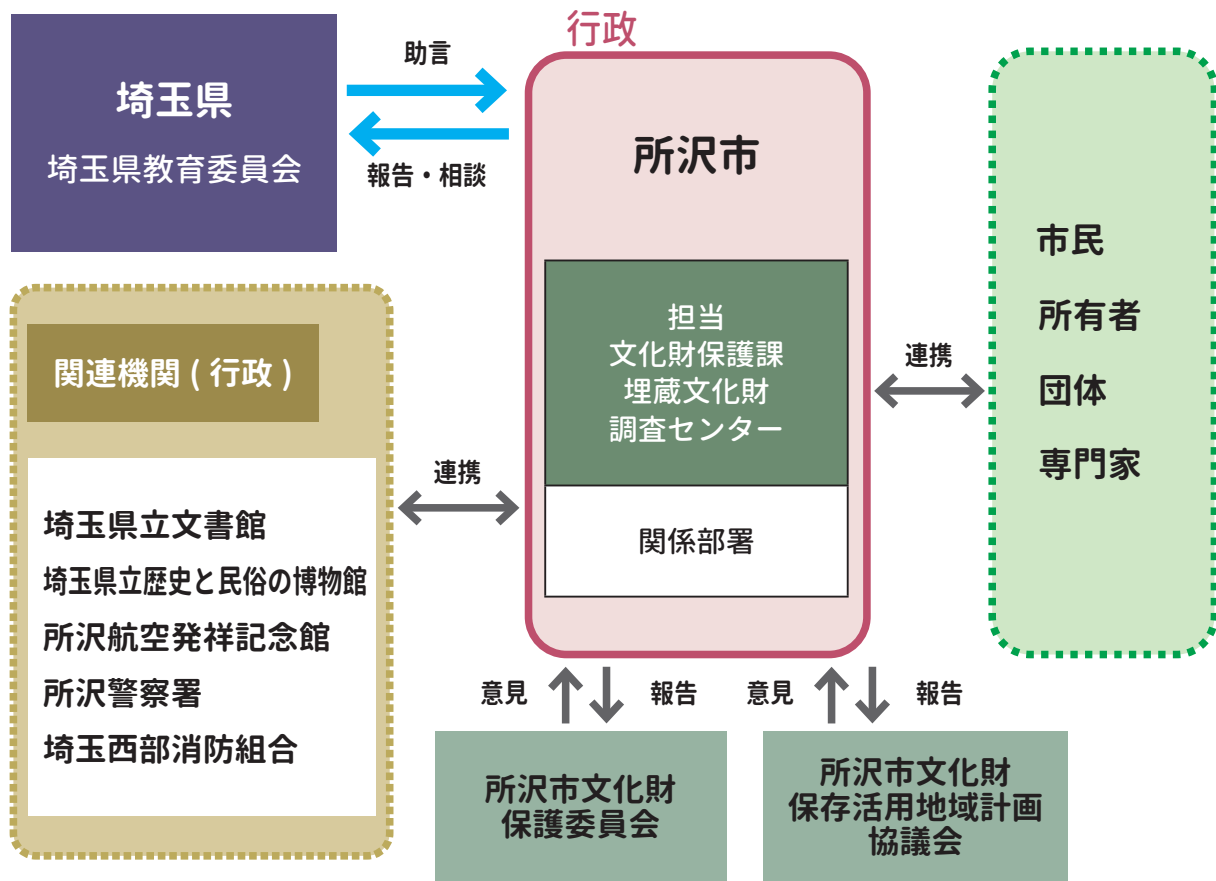


図 8-1 推進体制

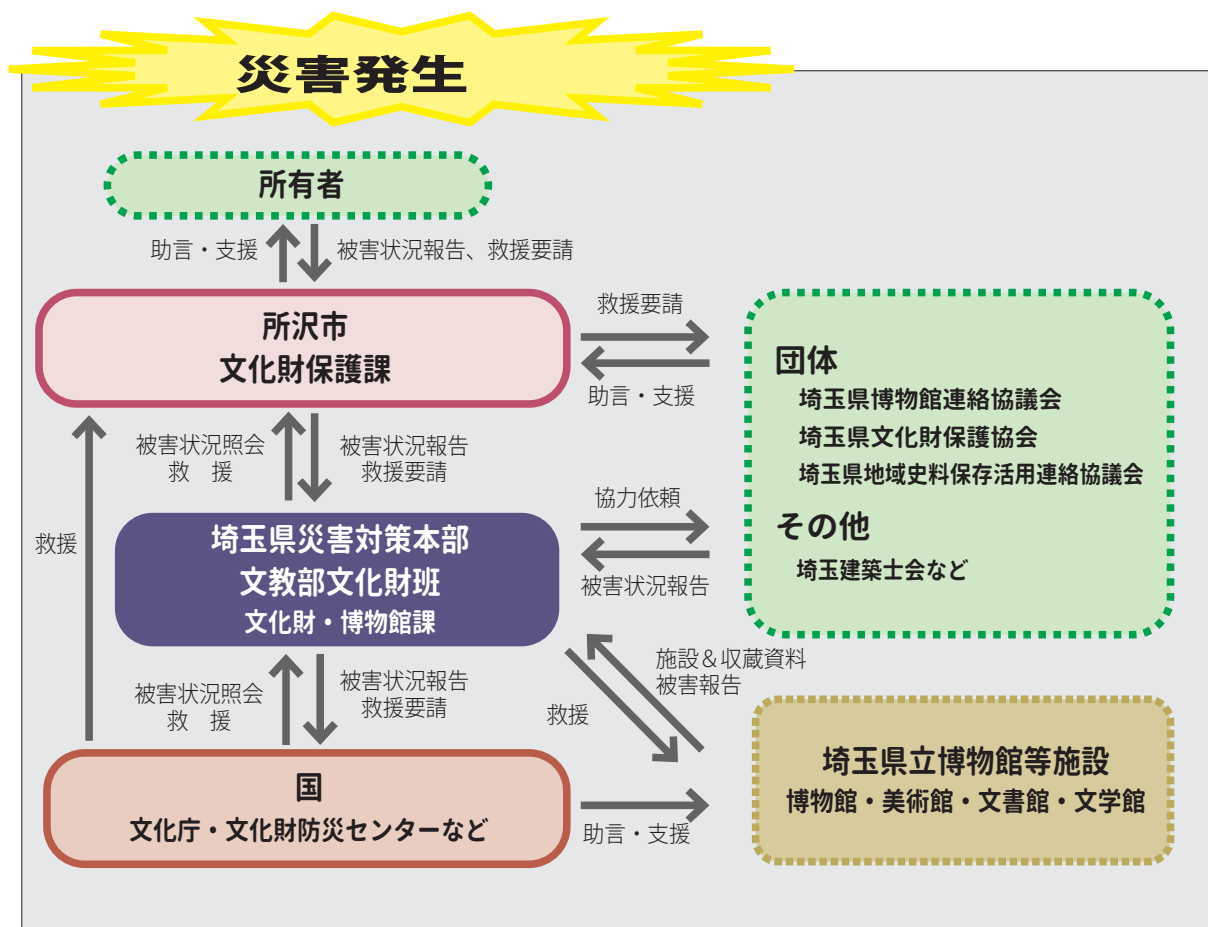


図 8-2 災害等発生時の体制